

「島根原子力発電所の外部電源の信頼性確保に係る実施状況報告書」における正誤表

誤（平成23年5月16日付報告書）	正	事 由
<p>(3) 検討結果および妥当性確認</p> <p>a. 回路構成</p> <p>(a) 500kV 送電線から1, 2号機への受電ルート 500kV 送電線から3号機の主変圧器および所内変圧器を経由し, 3号機非常用母線から1, 2号機の非常用母線へ給電する。</p> <p>(b) 66kV 送電線から3号機への受電ルート 66kV 送電線から予備変圧器を経由し, 3号機の非常用母線に給電する。</p> <p>b. 送電線の給電能力の妥当性確認</p> <p>上記 a.における回路構成について, 送電線の受電能力の妥当性を確認した。</p> <p>(a) 500kV 送電線から1, 2号機への受電 この受電ルートにおける各電気設備の容量は, 以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3号機用主変圧器の定格容量 : 1470MVA ・ 3号機用所内変圧器の定格容量 : 100MVA ・ 3号機用常用母線の定格容量 : 46MVA ・ 3号機用非常用母線の定格容量 : 28MVA <p>上記は, いずれも緊急安全対策報告書記載の更なる信頼性向上対策として設置する緊急用発電機の容量 (12MVA 級2台, 計 24MVA) 以上であり, 供給能力に問題はない。</p> <p>(b) 66kV 送電線から3号機への受電 この受電ルートにおける予備変圧器の定格容量は, 25MVA である。よって, 緊急安全対策報告書記載の更なる信頼性向上対策として設置する緊急用発電機の容量 (12MVA 級2台, 計 24MVA) 以上であり, 供給能力に問題はない。</p> <p>c. 運用面の検討</p> <p>上記 a.の回路構成に対し, 新規に設置する遮断器等については, 通常時「開放」運用とし, 通常的外部電源の受電および非常用DGからの給電が期待できない場合のバックアップとして, 手動により「投入」操作を行う。また, 当該連絡回路構築にあたっては, 必要に応じ高台に設置する緊急用発電機の電源盤を介するものとし, 緊急時の確実な操作が可能となるよう配慮する。</p>	<p>(3) 検討結果および妥当性確認</p> <p>a. 回路構成</p> <p>(a) 500kV 送電線から1, 2号機への受電ルート 500kV 送電線から3号機の主変圧器および所内変圧器を経由し, 3号機非常用母線から1, 2号機の非常用母線へ給電する。</p> <p>(b) 66kV 送電線から3号機への受電ルート 66kV 送電線から予備変圧器を経由し, 3号機の非常用母線に給電する。</p> <p>b. 送電線の給電能力の妥当性確認</p> <p>上記 a.における回路構成について, 送電線の受電能力の妥当性を確認した。</p> <p>(a) 500kV 送電線から1, 2号機への受電 この受電ルートにおける各電気設備の容量は, 以下である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3号機用主変圧器の定格容量 : 1470MVA ・ 3号機用所内変圧器の定格容量 : 100MVA ・ 3号機用常用母線の定格容量 : 70MVA ・ 3号機用非常用母線の定格容量 : 28MVA <p>上記は, いずれも緊急安全対策報告書記載の更なる信頼性向上対策として設置する緊急用発電機の容量 (12MVA 級2台, 計 24MVA) 以上であり, 供給能力に問題はない。</p> <p>(b) 66kV 送電線から3号機への受電 この受電ルートにおける予備変圧器の定格容量は, 25MVA である。よって, 緊急安全対策報告書記載の更なる信頼性向上対策として設置する緊急用発電機の容量 (12MVA 級2台, 計 24MVA) 以上であり, 供給能力に問題はない。</p> <p>c. 運用面の検討</p> <p>上記 a.の回路構成に対し, 新規に設置する遮断器等については, 通常時「開放」運用とし, 通常的外部電源の受電および非常用DGからの給電が期待できない場合のバックアップとして, 手動により「投入」操作を行う。また, 当該連絡回路構築にあたっては, 必要に応じ高台に設置する緊急用発電機の電源盤を介するものとし, 緊急時の確実な操作が可能となるよう配慮する。</p>	<p>3号機用常用母線の定格容量の誤記（緊急用発電機の容量を上回っているため, 評価に影響しない。）</p>